

「サービス管理責任者研修事業の実施について」の改正について（平成 31 年 3 月 29 日障発 0329 第 19 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の訂正について（正誤表）

（修正点は下線部）

正	誤
<p>3 サービス管理責任者研修</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) サービス管理責任者更新研修</p> <p>① 研修対象者</p> <p>ア サービス管理責任者実践研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者若しくは管理者として従事している者又は<u>指定一般相談支援事業所若しくは指定特定相談支援事業所</u> _____ _____において相談支援専門員として従事している者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの</p> <p>イ 略</p> <p>② 略</p>	<p>3 サービス管理責任者研修</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) サービス管理責任者更新研修</p> <p>① 研修対象者</p> <p>ア サービス管理責任者実践研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者若しくは管理者として従事している者又は<u>指定地域相談支援事業所、_____指定特定相談支援事業所若しくは指定障害児相談支援事業所</u>（以下「<u>地域相談支援事業所等</u>」という。）において相談支援専門員として従事している者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの</p> <p>イ 略</p> <p>② 略</p>
<p>4 児童発達支援管理責任者研修</p> <p>(1) 児童発達支援管理責任者基礎研修</p> <p>① 研修対象者</p> <p>指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所（以下「指定障害児入所施設等」という。）において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの</p>	<p>4 児童発達支援管理責任者研修</p> <p>(1) 児童発達支援管理責任者基礎研修</p> <p>① 研修対象者</p> <p>指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所（以下「指定障害児入所施設等」という。）において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの</p>

業務	実務経験年数
(略)	
国家資格等による業務に通算 <u>5</u> 年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

② 略

(2) 略

(3) 児童発達支援管理責任者更新研修

① 研修対象者

ア 児童発達支援管理責任者実践研修を修了後、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者若しくは管理者として従事している者又は指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

イ 略

② 略

業務	実務経験年数
(略)	
国家資格等による業務に通算 <u>3</u> 年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

② 略

(2) 略

(3) 児童発達支援管理責任者更新研修

① 研修対象者

ア 児童発達支援管理責任者実践研修を修了後、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者若しくは管理者として従事している者又は地域相談支援事業所等において相談支援専門員として従事している者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

イ 略

② 略